

(報道発表資料)

令和6年12月12日
京都市上下水道局
〔担当 総務部企業力向上推進室〕
総務部職員課
電話 075-672-7757〕

職員の懲戒処分（上下水道局）

本日、職員の懲戒処分を発令しました。

被処分者	1 所 属 下水道部みなみ下水道管路管理センター 2 年齢・性別 49歳・男性 3 職位・職種 主任・下水道管路巡視作業（総括）
処 分 日	令和6年12月12日
処分内容	懲戒免職
事案概要	被処分者は、本市が発注した下水道工事に下請業者として関与していた土木工事業者である株式会社Aの代表取締役であったBから、令和2年6月3日から同年12月22日までの間に、自宅外壁修繕工事（工事原価20万3500円（税込み））の施工を無償で受けた。 被処分者は、本市職員による事情聴取において、上記が事実であることを認めた。
備 考	被処分者は、令和6年10月2日、収賄の容疑で京都地方検察庁から起訴され、同年12月12日、京都地方裁判所において有罪判決（懲役1年 執行猶予3年 追徴金20万3500円）が言い渡された。